ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare	厚生労働省 福島労働局 富岡労働基準監督署 発表 令 和 7 年 5 月 20 日

担当	富岡労働基準監督署 課 長　川路　和彦 電 話　0240－22－3003

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

－高さ２メートル以上の足場に墜落防止措置を講じなかった疑い－

富岡労働基準監督署（署長 宮﨑明人）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

１　被疑者

（１）有限会社アイテック
　　（本店所在地：福島県福島市大森　　業種：建設業）
（２）同社　代表取締役Ａ
（３）佐藤建築　代表Ｂ（建設業　個人事業主）

２　事件の概要

令和７年２月 17 日、有限会社アイテックが元請負人として施工する福島県双葉郡浪江町内の建物の新築工事現場において、内装工事を施工する二次下請負人佐藤建築所属の労働者Ｃが、屋根下地の取り付け作業を行っていたところ、高さ 2.21 メートルの足場の上から墜落し、死亡するという災害が発生した。

被疑者Ａ及びＢは、Ｃに上記足場を使用させるに当たり、「手すり等及び中桟等」を設けなかった疑い。

３　罪名及び罰条

（１）有限会社アイテック及び被疑者Ａに対し、労働安全衛生法違反
　　労働安全衛生法第 31 条第１項
　　労働安全衛生規則第 655 条第１項第３号
　　同法第 119 条第１号（罰則）
　　同法第122条（両罰規定）
（２）被疑者Ｂに対し、労働安全衛生法違反
　　労働安全衛生法第 20 条第１号
　　労働安全衛生規則第 563 条第１項第３号ロ
　　同法第 119 条第１号（罰則）

４　添付資料

別紙１　災害発生状況
別紙２　関係法令

災害発生現場の立面図

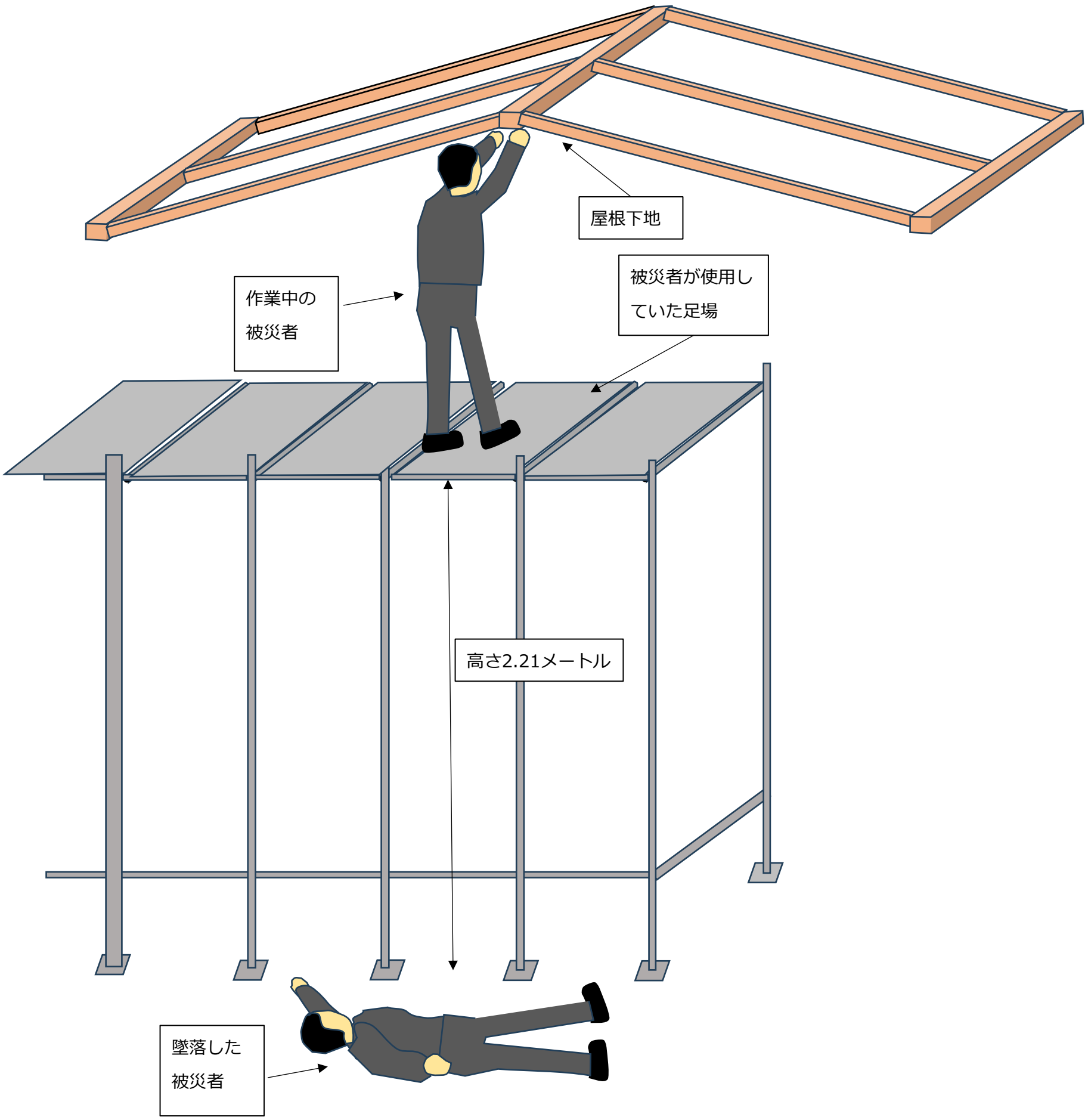

災害発生時の状況（イメージ）

労働安全衛生法・労働安全衛生規則（抄）

労働安全衛生法

第 20 条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

１　機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

２　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

３　電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 31 条

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 119 条　(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

１　第十四条、**第二十条**から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、**第三十一条第一項**、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第 122 条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、**第百十九条**又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第 563 条(作業床)

事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

（１～２略）

３　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ　わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)　次のいずれかの設備

(1)　交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の桟若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2)　手すりわく

ロ　わく組足場以外の足場　手すり等及び中桟等

第 655 条（足場についての措置)

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

（１～２略）

３　前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、**第五百六十三条**、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとすること。